

リリクル通信

vol.40 令和6年6月 和歌山市環境部

6月は **環境月間** です

環境について
考えてみませんか？



国連では、日本の提案を受けて6月5日を「世界環境デー」と定めており、日本では「環境基本法」（平成5年）が「環境の日」を定めています。また、6月の一か月間を「環境月間」としています。

暮らしを豊かにし、
CO2を減らす環境にやさしいアクション

De CO2 Eco

日時指定や
置き配が
便利



公共交通・
自転車・
徒歩で移動

デコ活

くらしの中のエコろがけ

宅配便は
一度で受け取る



気候にあった 服装

暑い時は
涼しい

寒い時は
暖かい服を



空調の適切
使用につながるよ

地産地消

輸送によるCO2
排出を減らせる！



★他にも暮らしを豊かにし、脱炭素に貢献する
行動はすべてデコ活です

環境パネル展を実施します

日時：6月24日（月）～28日（金）
8：30～17：15

場所：市役所本庁舎1階ロビー

補助金情報（令和6年度）

※予算がなくなり次第終了となります。ご了承ください。

個人向け太陽光発電設備 補助額：7万円/kW

主な要件：発電出力が10kW未満のみ対象
FIT制度の認定を取得しないこと

家庭用蓄電池 補助率：価格の1/3

主な要件：14.1万円/kW以下の設備のみ対象
※蓄電池のみの申請はできません

エネファーム 上限額：30万円

主な要件：太陽光発電設備を導入していること



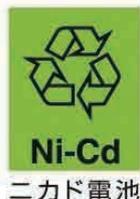
電気自動車 補助額：15万円

主な要件：太陽光発電設備を導入していること



小型充電式電池使用製品を一般ごみに入れないでください！！

リチウムイオン電池などが使用されている小型家電やモバイルバッテリー等を廃棄する場合は、火災の原因になりますので、一般ごみに混ぜて出さないでください。



Ni-Cd
ニカド電池



Ni-MH
ニッケル水素電池



Li-ion
リチウムイオン電池



※充電式の電池が使われている小型家電には、モバイルバッテリーや携帯型ゲーム機、電気シェーバー、電動歯ブラシ、ハンディファン、加熱式たばこ、空調服（ファン付作業服）などがあります。

令和6年2月、一般ごみの収集作業中にパッカー車から発煙がありました。中身を確認すると、空調服（ファン付作業着）の内蔵バッテリーから煙が出ていて、黒焦げになっていました。場合によっては大惨事につながりかねない非常に危険な事故に繋がる可能性があります。

バッテリー搭載の物品は小型家電等で排出し、絶対に「一般ごみ」で排出しないでください。

捨て方

本体から取り外しできるもの、モバイルバッテリー、乾電池型の充電式電池

回収協力店にある（一社）JBRCの回収ボックスに出してください
回収協力店は下記URLもしくはQRコードから確認してください
https://www.jbrc.com/general/recycle_kensaku/

【注意】電池部分のみ出せます
端子部分にテープを貼って絶縁してください
モバイルバッテリーはそのまま出せます
膨張・液漏れ・破損があるものは出せません
(小型家電の日に出してください)



電池部分のみ回収可能

充電式電池を取り外すことができないもの

スマホ、ロボット掃除機、ハンディファン、ゲーム機、加熱式たばこなど

小型家電の日に出してください



番外編

電動自転車のバッテリー



自転車販売店に回収を相談する
(一社) JBRCのHPに記載の回収店に依頼する
https://www.jbrc.com/general/recycle_kensaku/



(一社) JBRC

小型家電の出し方

自己搬入▶

地区回収▼

回収場所にて職員が待機していますので、時間内に直接お渡しください。
場所や日時などは、地域の回覧板や支所・連絡所・収集センター・廃棄物対策課でご確認ください。

6月/大新・新南・宮・湊・西和佐・岡崎・西山東・東山東・加太
7月/中之島・野崎・和佐・川永・雑賀・小倉・山口
8月/砂山・四箇郷・松江・楠見・安原
9月/雄湊・吹上・宮北・宮前・西脇・直川・和歌浦
10月/広瀬・今福・高松・芦原・貴志・有功・雑賀崎・田野
11月/本町・城北・三田・木本・紀伊・名草

★青岸ストックヤード
月～土曜日（祝日含む）9時～15時30分
和歌山市湊 1342-8 ☎073-435-5560
★収集センター（要事前連絡）
月～金曜日（祝日含む）9時～15時
・北事務所：和歌山市出島 79-1
☎073-471-1503
・西事務所：和歌山市土入 325
☎073-453-0253



ご協力のほど
お願いいたします



CHECKしてね /

Instagram

和歌山市リリクル情報発信

@rerecle_wakayamacity.ippai





ごみ減量推進員の声

いつも活動ありがとうございます



活動報告

- ・集積場所、小型家電回収場所の見回りと立ち合いを実施
- ・ごみの分別やしき方について地域に回覧板を回した
- ・違反者にごみの持ち帰りを依頼し、ごみの出し方を説明した
- ・雑がみや生ごみの水きりについて啓発した

ご意見

- ・雑がみの分別が進まない
- ・資源の収集日を間違える人がいるのでどうにか対策したい
- ・ネットなどを設置することでカラスに荒らされることが減った
- ・ペットボトルとキャップ・ラベルの分別が少しずつ進んできたと思う

※令和5年度活動報告書から一部抜粋

不法投棄は犯罪です!

不法投棄とは、適正な処理を行わずに、ごみをみだりに公共の河川や道路、私有地や空き地等に捨ててしまう行為のことで、**法律で禁止**されています。不法投棄は自然環境や生活環境に悪影響を及ぼし、また、土地の管理者に多大な迷惑をかけることとなります。

ごみは、ルールを守り、正しく処理をしましょう。

不法投棄を防止することを目的とし、地域のパトロールを行う不法投棄監視ボランティアを募集します。

☆ベストは市が貸与します。

☆活動中のけがや事故に備えて保険に加入します。

(保険料は市が負担します。)



合併処理浄化槽へ切り替えましょう！



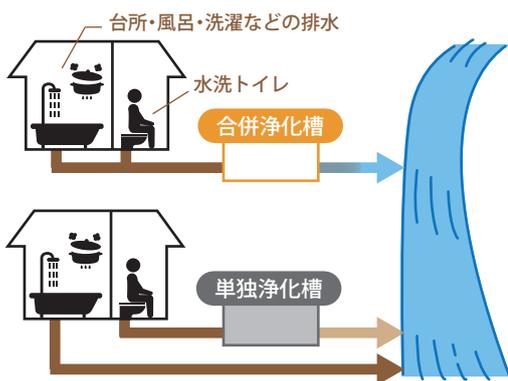
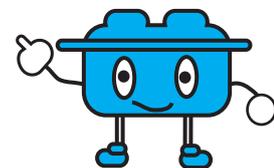
「単独処理浄化槽」・「くみ取り便槽」を合併処理浄化槽に改造※する場合、設置費用の補助金に加え、**配管工事費用・撤去等費用の補助金を上乗せします。**

※改造とは、使用中の既存建物において、単独処理浄化槽・くみ取り便槽から合併処理浄化槽へ切り替えるものです。住宅の建て替えは含みません。

対象区域 公共下水道事業計画区域と集落排水整備区域を除く区域
補助対象 令和6年4月以降に着工し、令和7年3月末日までに合併処理浄化槽の設置工事が完了する個人住宅
【他にも諸条件があります。詳しくはホームページ、または浄化衛生課までお問合せ下さい。】

補助は予算の範囲内で行いますので、予算がなくなり次第受付終了となります。

受付期間 令和6年6月10日（月）～令和7年1月31日（金）
問合せ先 浄化衛生課：☎ 073-435-1067



「単独処理浄化槽」は、し尿を処理するだけで、「汲み取り便所」と同じく、生活雑排水を未処理のまま河川等に放流するため、川や海を汚してしまいます。水環境の保全と公衆衛生向上のため、合併処理浄化槽への切り替えをお願いします。

みんなで
きれいなまちを
つくろうよ！

和歌山市民憲章

1. 自然を愛し、きれいなまちをつくりましょう。
2. 互いにたすけあい、希望にみちたまちをつくりましょう。
3. きめごとを守り、人に迷惑をかけない市民になりましょう。
4. 仕事に誇りをもち、たくましい市民になりましょう。
5. 教養を高め、視野の広い市民になりましょう。



■発行／和歌山市廃棄物対策課

和歌山市の「ごみ」に関する情報は、和歌山市 LINE 公式アカウントやリリクルネットにも掲載しています。ぜひ、ご利用ください

リリクルネット：http://www.rerecle.net/

和歌山市 HP：http://www.city.wakayama.wakayama.jp

【お問合せ】電話 073-435-1352 FAX 073-435-1270 E-mail haitai@city.wakayama.lg.jp



公式リリクルインスタグラム



ライン公式アカウント



リリクルネット